

京丹波町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間企業の従業者に比べ、水準が高いとの国民等の厳しい批判を受け、適正な給与制度の確立と運用が求められているところである。

当町では、技能労務職員等の給与等について、住民の理解と納得が得られるものとなるよう、今後の見直しに関する取組方針を策定し公表する。

1. 現状（平成19年4月1日現在）

（1）職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及び民間従業員のデータ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額(円) (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(円) (B)	
全体	12人	52.8歳	253,041	268,694	261,000	—	—	—	—
学校給食調理員	3人	50.7歳	259,000	281,133	271,833	調理師	39.8歳	287,700	0.98
用務員	7人	54.4歳	242,614	251,400	248,042	用務員	53.9歳	227,200	1.11
自動車運転手	1人	42.6歳	292,700	350,631	311,700	自家用自動車運転手	55.5歳	281,500	1.25
その他	1人	56.8歳	268,500	270,500	268,500	—	—	—	—

* 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

* 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

* 民間データの数値は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成16～平成18年の3ヵ年平均のものである。

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較については、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

（2）職種ごとの年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
学校給食調理員							3	1	1	2	6		12
用務員							1			2	4		7
自動車運転手							1						1
その他											1		1

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国の行政職給料表（一）を適用

イ 手当

国の制度に準じ、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給している。

町独自の特殊勤務手当等は支給していない。

ウ 昇格基準

毎年1月1日に、昇給日前1年間における勤務成績に応じ昇給を実施している。

2. 基本的な考え方

平成19年12月策定の「京丹波町定員適正化計画（改訂版）」に基づき、技能労務職員については退職者不補充を基本とし、必要な部門には臨時職員等を配置して補充を行う。

3. 具体的な取組内容

現在、当町の給与制度は国基準に統一し、独自の手当支給等はないことから、ほぼ適正化が図られていると考えるが、今後も、技能労務職員等の給与水準については、民間の同種の職種の従事者との均衡に留意しながら、より適正な給与制度の運用に努める。

4. その他

行政運営の効率化及び行政サービスの向上に充分配慮し、可能な範囲で民間委託等を検討する。また、これまで同様に、町のシルバー人材センターの活用を推進していく。